

(別添1)

【長瀬町】

端末整備・更新計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
① 児童生徒数	396	374	355	338	321
② 予備機を含む 整備上限台数	0	430	0	0	0
③ 整備台数 (予備機除く)	0	374	0	0	0
④ ③のうち 基金事業によるもの	0	374	0	0	0
⑤ 累積更新率	0	100%	106%	111%	117%
⑥ 予備機整備台数	0	56	0	0	0
⑦ ⑥のうち 基金事業によるもの	0	56	0	0	0
⑧ 予備機整備率	0	15%	0	0	0

※①～⑧は未到来年度等にあつては推定値を記入する

(端末の整備・更新計画の考え方)

令和7年度末に全端末を更新し、令和8年度から運用開始する予定。

児童生徒数は令和8年度以降減少していく見込みであり、修理対応も予備機で可能であるため、原則として追加整備はしない。

(更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について)

○対象台数：480台

○処分方法

使用済端末は、動作可能なものを業務やオンライン会議の補助端末として活用する等、学校の要望も踏まえて利用方法を検討する。再利用が困難な場合は、小型家電リサイクル法の認定事業者や資源有効利用促進法に基づく製造事業者へ委託し、適切に再資源化し、廃棄は最小限に抑える。また、いずれの場合においても全端末のデータ消去を徹底する。

○端末のデータの消去方法

・処分事業者へ委託する

○スケジュール(予定)

令和8年4月 新規購入端末の使用開始

令和9年1月 処分事業者 選定

令和9年3月 使用済端末の事業者への引き渡し